

社会保険

こうち

Tosa Kochi

6

2018



高知県立坂本龍馬記念館

- 日本年金機構からのお知らせ 2
- 協会けんぽからのお知らせ 3
- 社会保険協会からのお知らせ
 - ◆ 宿泊施設の優待(割引)のご案内 (施設利用会員証の発行) 【申込書】 4
 - ◆ 職場の健康づくり「講師派遣」・「DVD 無料貸出」のご案内 【申込書】 5
 - ◆ サンピアシリーズ「プールの利用助成」のご案内 【申込書】 6

※ 上記の申込書等は、「高知県社会保険協会」ホームページにも掲載しています。是非ご覧ください。

職場内で回覧しましょう!

日本年金機構からのお知らせ

月額変更届(随時改定)

毎年1回の算定基礎届による定時決定で決定された各自の標準報酬月額は、原則として1年間(9月から翌年8月まで)適用されますが、昇給や降給などにより、報酬の額に大幅な変動があったときは、実際の報酬と標準報酬月額との間に隔たりがないよう、次回の定時決定を待たずに標準報酬月額の変更を行います。これを随時改定といい、その届出を月額変更届といいます。

月額変更届は、次の3つすべてに該当したときに必要です

- 昇給や降給などの**固定的賃金の変動**または**賃金(給与)体系の変更**がある。
- 変動月以後引き続く3か月とも**支払基礎日数が17日以上**(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日以上)である。
- 変動月から3か月間の報酬の平均額と現在の標準報酬月額に**2等級以上の差**がある。

Yes → Yes → Yes → **月額変更届の提出が必要**

No ↓ No ↓ No ↓

1つでも該当しない(No)場合は月額変更届の提出は必要ありません

月額変更届の提出先 全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入している事業所 ⇒ 事務センター(年金事務所)へ
健康保険組合に加入している事業所 ⇒ 事務センター(年金事務所)および健康保険組合へ

*70歳以上の被用者が随時改定に該当する場合も、月額変更届の提出が必要です。
*厚生年金保険における標準報酬月額の保険料は、1等級(88,000円)から31等級(620,000円)までの31段階に分かれています。

固定的賃金の変動・賃金(給与)体系の変更(上記①)について

随時改定は、固定的賃金の変動した場合に行われます。固定的賃金は、稼働実績などに関係なく支給額や支給率が決まっているもので、非固定的賃金は、稼働実績などにより支給されるものです。

固定的賃金	支給額や支給率が決まっているもの	⇄	固定的賃金の変動とは
基本給(月給、週給、日給)、家族手当、通勤手当、住宅手当、役付手当、勤務地手当など	<ul style="list-style-type: none"> ●昇給(ベースアップ)または降給(ベースダウン) ●固定的な手当(家族手当や役付手当など)の支給額の変更 ●基礎単価(日給や時間給)の変更 ●請負給や歩合給などの単価や歩合率の変更 ●一時帰休(レイオフ)による通常の報酬よりも低額な休業手当の支給 ※病気休職等による休職給の支給は、固定的賃金の変動には該当しません。 		
非固定的賃金	稼働実績などによって支給されるもの	⇄	賃金(給与)体系の変更とは
残業手当、能率手当、日直手当、勤務手当、精勤手当など	<ul style="list-style-type: none"> ●日給制から月給制への変更、月給制から歩合制への変更など ●家族手当や役付手当などの新規支給 		
非固定的賃金の変動のみでは、随時改定は行いません			

随時改定(月額変更)の対象とならない場合

固定的賃金は増加しても非固定的賃金が減少したため、3か月間の平均額が2等級以上下がった場合、または、固定的賃金は減少しても非固定的賃金が増加したため、3か月間の平均額が2等級以上上がった場合などは、**2等級以上の差が生じても随時改定には該当しません**。したがって、月額変更届の提出は必要ありません。

固定的賃金の変動と月額変更届の要・不要【↑…増額 ↓…減額】

報酬	固定的賃金	↑	↑	↓	↓	※	↑	※	↓
	非固定的賃金	↑	↓	↓	↑		↓		↑
3か月の平均額(2等級以上の差)		↑	↑	↓	↓	※	↓	※	↑
月額変更届の要・不要		要	要	要	要		不要		不要

変動の原因である「固定的賃金」の矢印と変動の結果である「3か月の平均額」の矢印が同じ向きときは、随時改定に該当します。逆向きときは、随時改定に該当しません。

※3か月に支払基礎日数が17日未満(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日未満)の月が1か月でもあれば、月額変更届は**不要**です。

協会けんぽからのお知らせ

平成30年度 職場の健康づくり応援研修会のご案内

協会けんぽ高知支部と高知県、高知市が連携し、職場の健康づくりに関する研修を行います。ブロックごとにさまざまなテーマで実施しますので、ぜひ、ご参加ください。**当日は協会けんぽ高知支部からは「知らなきゃ損する！インセンティブ制度～つこう「健康」、抑えよう「保険料」～」と題して、15分程度のお話をさせていただきます。**また、参加にはお申込みが必要です。お手数をおかけしますが、下記の方法でお申込みください。

申込方法

- ① FAXによるお申込み
下記にご記入のうえ、このページをそのまま FAX (088-820-6023) してください。
- ② お電話によるお申込み
協会けんぽ高知支部 (☎ 088-820-6012 または ☎ 088-820-6020) までご連絡ください。

申込締切り

安芸会場：6月15日(金)
須崎会場：7月20日(金)
左記以外の会場：7月5日(木)

ブロック	日時・会場	研修テーマ
安芸	6月20日(水) 13:30~15:30 安芸総合庁舎 2階大会議室 安芸市矢ノ丸1-4-36	「適正飲酒と完全禁煙～脳を守って健康寿命を伸ばそう～」 講師：高知検診クリニック脳ドックセンター長 朴 啓彰 氏 脳の健康は、飲酒と喫煙で大きく影響されます。ただ、この影響には個人差が大きいので早い時期に脳萎縮や白質病変の有無を調べるのが大切です。脳ドックの早期受診をお薦めします。
中央東	7月10日(火) 14:00~16:00 中央東福祉保健所 新館2階 第2会議室 香美市土佐山田町山田1128-1	「職場の健診担当になったらやること！」 講師：中央東福祉保健所 健康増進担当 健診結果を従業員の健康管理に活かすため、医療職でない担当者にもできる健診結果の見方と職場での健康管理の取り組み方について学びます。
高知	7月18日(水) 14:00~16:30 ちより街テラス 3階 ちよテラホール 高知市知寄町2丁目1-37	「本当は怖い歯周病!!!～あなたのその病気、歯周病と関係あるかも?～」 講師：高知市口腔保健支援センター 歯科医師 上田 佳奈 氏 「お口の病気はお口の中だけのもの」と考えていませんか?近年、歯周病と全身の関わりがわかってきました。お口から全身の健康を考えてみませんか?
中央西	7月12日(木) 14:00~16:00 越知町民会館大ホール 高岡郡越知町越知甲2562	「職場の高血圧対策～若い時から血管を守りましょう～」 講師：高知大学医学部公衆衛生学 宮野 伊知郎 氏 高血圧は自覚症状のないまま進み、脳卒中や心臓病などの引き金となります。職場や家庭でできる「血圧を上げない生活習慣づくり」に役立つ情報をご紹介します。
須崎	8月2日(木) 13:30~15:30 須崎市立市民文化会館 1階 会議室B 須崎市新町2丁目7-15	「働き盛りの歯周病予防について」 講師：きらり歯科医院 院長 下村 誠 氏 地域歯科衛生士 津野 倫子 氏 大人が歯をなくす原因第1位は、歯周病!歯周病は、歯が抜けるだけじゃない!糖尿病など生活習慣病との関わりを指摘されています。健康も楽しい食事もいい歯から!歯周病について学びます。
幡多	7月18日(水) 14:00~15:30 四万十市立中央公民館 1階 大会議室 四万十市右山五月町8-22	「酒と煙草と男と女、嗚呼、脳が泣いている～脳ドック3万人からのエビデンス～」 講師：高知検診クリニック脳ドックセンター長 朴 啓彰 氏 私たちが働く幡多地域は、全国に比べて喫煙率が高く、また多量飲酒者も多い状況です。たばこやお酒が脳に及ぼす影響についての衝撃の事実を、3万人の脳を実際にみてきた医師が分かりやすくお伝えします。

事業所名

事業所所在地

電話番号

参加者名

(事業主・健康保険委員・健診担当・その他 ())

参加希望ブロック

安芸 ・ 中央東 ・ 高知 ・ 中央西 ・ 須崎 ・ 幡多

- ※ 参加を希望するブロック名に○をお願いします (2つ以上のブロックに参加可)。
- ※ 資料の準備のため、上記の各会場の申込締め切り日までにお申し込みください。

【お問い合わせ先】企画総務グループ ☎088-820-6012 または 保健グループ ☎088-820-6020



全国健康保険協会 高知支部
協会けんぽ

〒780-8501 高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル
☎088-820-6010 (代表)
http://kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kochi

協会けんぽ 高知 検索

(一財) 高知県社会保険協会からのお知らせ

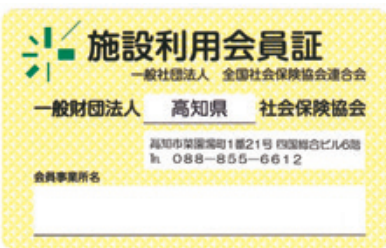
会員事業所限定! 宿泊施設の優待(割引)のご案内…「施設利用会員証」を発行いたします

このたび、会員事業所様の利便と従業員の皆様の福利増進を目的として、全国規模の宿泊施設の優待利用(割引)ができるようになりました。「施設利用会員証」をご希望される事業所様に発行いたします。

この施設利用会員証は、当協会の会員事業所の従業員およびその家族の方が対象になります。ご出張やご家族での旅行時などにご利用ください。

「施設利用会員証」を希望される場合は、申込書に必要事項をご記入いただき、宛先を明記した返信用封筒を同封のうえ「一般財団法人高知県社会保険協会」へ郵送にてお申し込みください。

- **申込方法** ※お申込みは、〒郵送でお願いします。
下記の申込用紙に必要事項をご記入いただき、宛先を明記した返信用封筒長形3号(※82円切手貼付)を同封のうえ、郵送にてお申し込みください。
- **申込送付先** 〒780-0823 高知市菜園場町1番21号 四国総合ビル6階 (一財)高知県社会保険協会 Tel.088-855-6612
- **会員証の発送** 申込書の内容確認後、施設利用会員証と顧客専用電話番号・料金表・パスワード等を送付いたします。
- **申込資格** 当協会会員事業(社会保険協会費を納入いただいている事業所様)
- **発行枚数** ご希望枚数は原則として1事業所3枚まで(3枚以上必要な場合は、お電話にてご相談ください。)
- **有効期限** 2020年3月31日まで
- **注意事項** 「施設利用会員証」は事業所様において管理のうえ、施設をご利用される方に貸与していただきご利用ください。
「施設利用会員証」は事業所内で共同利用します。(期間内であれば何度でもご利用いただけます。)



施設利用会員証の利用について

- 1 本施設は、本協会の加盟事業所のみに利用できます。
- 2 本施設は、加盟事業所の従業員、全国社会保険協会連合会の加盟事業所の従業員が対象となります。
- 3 本施設は、個人での利用はできません。
- 4 対象施設は、本協会の加盟事業所、本協会の加盟事業所の従業員、本協会の加盟事業所の従業員が対象となります。
- 5 本施設は、1事業所につき1枚まで発行いたします。
- 6 本施設は、加盟事業所の従業員が対象となります。
- 7 本施設は、加盟事業所の従業員が対象となります。

有効期限 2020年3月31日

- **施設へのお申込み・ご利用時の注意事項**
 - 1 施設利用一覧表よりご利用したい施設の利用方法を参考に、電話・インターネット・Webサイトのいずれかの方法で各自お申し込みください。なお、他の割引サービスとの併用はできません。
 - 2 施設ご利用の際は、「高知県社会保険協会の会員である」旨を教えてください。
 - 3 「施設利用会員証」は施設をご利用する際、**1グループにつき1枚提示することでご利用いただけます。**
 - 4 対象施設をご利用の際は、「施設利用会員証」をご持参いただき施設から求められたときには必ずご提示ください。

優待施設・予約紹介	対象施設	優待内容	利用方法
船員保険会 (4施設) ●各施設に直接予約	鳴子やすらぎ荘(宮城県) サンポートみさき(神奈川県) 箱根嶺南荘(神奈川県) やいづマリンパレス(静岡県)	公式HPで案内 1泊2食のみ割引適用 一般料金より1,000円割引 土曜・祭日前は500円割引 *小人・幼児は上記の半額 *年末年始・ゴールデンウィーク、お盆休み、シルバーウィークを除く	電話で直接施設に利用を申込み「社会保険協会の会員」である旨を告げる 利用当日「施設利用会員証」を施設フロントに提示する
ホテル法華クラブグループ (17施設) ●各施設に直接予約	【施設所在地】 札幌・函館・仙台・新潟長岡・浅草・湘南藤沢・京都・大阪・広島・福岡・熊本・大分・鹿児島・那覇新都市・他3施設	施設により異なります 一般料金の10%~15%割引	電話で直接施設に利用を申込み「社会保険協会の会員」である旨を告げる 利用当日「施設利用会員証」を施設フロントに提示する
高輪・品川プリンスホテル (4施設) ●施設ごとに顧客専用電話にて予約	グランドプリンスホテル高輪 グランドプリンスホテル新高輪 ザ・プリンスさくらタワー東京 品川プリンスホテル	正規宿泊料金の最大60%割引 *年月ごとに利用金の見直しあり	施設ごとの顧客専用電話で直接施設に利用を申込み契約団体名「社会保険協会」である旨を告げる利用当日「施設利用会員証」の携帯は不要
プリンスホテル優待プラン ●専用Webサイト ●プリンスホテル予約センター	全国のプリンスホテル スキー場・ゴルフ場等	*専用Webサイトに各施設の優待プランを掲載 *Webサイト専用のログインパスワードが必要 *会員証送付時にお知らせします	専用Webサイトにアクセスまたは予約センターへ電話予約する団体名は「高知県社会保険協会」と教えてください 【Web予約の際は会員事業所名を記入しないでください】 利用の際は「施設利用会員証」を提示する
湯快リゾート株式会社 (27施設) ●各施設に直接予約 ●ホームページにて予約	彩朝楽・白浜御苑・越之湯・あわづグランドホテル・金波荘・中山グランドホテル・輝乃湯・ホテル千畳・下呂彩朝楽本館・嬉野館・三好屋(他16施設) *湯快リゾート(株)ホームページ掲載	宿泊料金から通年一律500円割引 *湯快リゾート(株)公式ホームページで案内している宿泊プランに適用 ただし、割引プランは除く	電話で直接施設に利用を申込みまたはホームページから申込み利用当日「施設利用会員証」を施設フロントに提示する *会員証1枚につき優待可能人員は6名まで

※ 各施設の予約専用電話番号・専用Webサイト(パスワード)等は「施設利用会員証」送付時にお知らせします。
※ 優待内容・利用料金等の明細については、各施設のホームページ、または各施設へ直接お問い合わせ下さい。

「施設利用会員証」申込書 (コピー可)		希望枚数 1事業所3枚まで	枚
事業所住所	〒 -	会員番号	
事業所名称		電話番号	- -
担当者氏名		FAX番号	- -

(コピー可)

健康づくり事業 (講師派遣)

皆様の職場の研修会や講習会へ管理栄養士・健康運動指導士を派遣します！

会員事業所（協会費を納入されている事業所）の職場で働く皆様の健康づくりをサポートするため、職場の研修・講習会などに管理栄養士・健康運動指導士を派遣いたします。

- ☑講師の派遣費用は無料です。
- ☑講習の時間は1時間程度です。
- ☑申込方法は、「申込書」により、FAXまたは郵送でお申込み下さい。
- ※お申し込みは、実施希望日の1か月以上前をお願いいたします。

「職場の健康づくり」講師派遣申込書 申込年月日 平成 年 月 日

会 員 番 号	(担当者氏名)		
所 在 地	〒 -		
事 業 所 名			
電 話 番 号	(FAX 番号)		
実施希望年月日	平成 年 月 日 ()	午前・午後	時 分 ~ 時 分
受講者予定数	男子 名	女子 名	合計 名
講習会々場	会場名		
	住所 (講師用駐車場: <input type="checkbox"/> 有り ・ <input type="checkbox"/> 無し)		
希望講習内容	※希望の講習内容に <input type="checkbox"/> 印をお願いします。 <input type="checkbox"/> 肥満と食事 <input type="checkbox"/> 食事と健康増進 <input type="checkbox"/> 生活習慣病予防 <input type="checkbox"/> 健康体操(実技) <input type="checkbox"/> ストレッチ体操(実技) <input type="checkbox"/> その他 () ※具体的な講習内容については、講師と打合せさせていただきます。		
会場での参加者	1. イスに座る 2. 床に座る 3. 立っている 4. 寝転ぶことも可能		

※講習時における事故、障害については責任を負いかねます。

(コピー可)

健康づくり事業 (DVD貸出)

「健康づくりDVD」を無料で貸出します！

会員事業所（協会費を納入されている事業所）の職場で働く皆様の健康づくりをサポートするため、健康づくりに関するDVDを貸出いたします。事業所の従業員・そのご家族の皆さまの健康づくりにお役立てください。

- ☑DVDの貸出は無料です。
- ☑ただし、DVDの返却にかかる経費は会員事業所様の負担となります。
- ☑貸出期間は、10日間程度とします。
- ☑貸出枚数は、1回につき2枚以内です。
- ☑申込方法は、「申込書」により、FAXまたは郵送でお申込み下さい。
- ※このDVDは、個人がご家庭で視聴することを目的としています。

「健康づくりDVD」貸出申込書 申込年月日 平成 年 月 日

会 員 番 号	(担当者氏名)		
所 在 地	〒 -		
事 業 所 名			
電 話 番 号	(FAX 番号)		
No.	「貸出希望 DVD」の No. に○印をお願いします。		
1	◆ はじめてのウォーキング & ジョギング	(31分)	
2	◆ 若々しい体をキープ! エクササイズ & ダイエット	(33分)	
3	◆ Good-bye ストレス	(29分)	
4	◆ 正しく知れば怖くないがんのお話	(26分)	
貸出希望期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)		

お問合せ・お申込み先

〒780-0823 高知市菜園場町1番21号 四国総合ビル6階
 一般財団法人 高知県社会保険協会
 TEL 088-855-6612 FAX 088-855-6613

(一財) 高知県社会保険協会からのお知らせ

サンピアセリーズ プール利用の助成事業

当協会では、会員事業所の被保険者とその家族の方にプールの利用割引券を発行いたします。

◆ 申込締切 **平成30年7月6日(金)**

◆ 発行予定枚数 **6,000枚**

※ 予定枚数を上回る申し込みがあった場合は先着順とさせていただきます。

ただし、同日の受付で予定枚数を上回った場合は抽選といたします。

※ 発行枚数の状況を当協会ホームページに掲載いたしますので、お申込み前には是非ともご確認ください。

* 申込締切日前に予定枚数に達した場合は、当協会ホームページの「協会からのお知らせ」欄に掲載いたしますので、お申込み前には是非ともご覧ください。

◆ 申込枚数
〔1事業所〕

協会費	申込枚数
3,000円～4,000円	9枚まで
5,000円～7,500円	15枚まで
10,000円～12,500円	25枚まで
13,000円～15,000円	30枚まで
17,000円以上	35枚まで

◆ 割引券による
入場時負担金

大人(高校生以上)	1,000円 ⇒	600円
中人(中学生)	600円 ⇒	300円
小人(3歳～小学生)	500円 ⇒	200円



◆ 利用方法

「プール利用割引券」をサンピアセリーズのフロントに提示し、所定(割引後)の負担金をお支払いのうえご入場ください。

※1 「プール利用割引券」に、事業所名をご記入ください。

※2 「プール利用割引券」に、利用される方の大人・中人・小人に○印のうえ「氏名」をご記入ください。

※3 「プール利用割引券」のご利用は、1枚1名様です。(1枚で複数名の利用不可)

◆ 利用期間

平成30年7月21日(土)～平成30年9月2日(日) 午前10時～午後5時

◎ 事業主(会員)の皆様のご協力による年1回の協会費を唯一の財源として各事業を行っております。今後ともご理解ご賛同をお願いいたします。

【送付先】 〒780-0823 高知市菜園場町1番21号 四国総合ビル6階
(一財) 高知県社会保険協会 Tel.088-855-6612

◆ 申込方法

① 「プール利用割引券申込書」 ※コピーのうえ記載をお願いします。

② 前年度又は平成30年度の高知県社会保険協会費の「領収書の写し」

③ プール割引券送付用の宛先を明記した「返信用封筒」

※ 「返信用封筒」には、**切手(82円・申込枚数20枚以上の場合は92円)**を貼ってください。

上記の①～③を同封のうえ「郵送」にてお申し込み下さい。

注：申込方法等に不備がある場合は、無効とさせていただきますのでご注意ください。



サンピアセリーズ「プール利用割引券」申込書

(コピー可)

下記のとおり申し込みます。

平成 年 月 日

プール割引券 申込枚数	事業所住所	〒 -	
	事業所名称		
枚	申込責任者氏名	電話番号	- -
		FAX番号	- -